

経塚公園における便益施設等の整備運営事業に係る基本協定書（案）

浦添市（以下「甲」という。）と、●●●●●（以下「乙」という。）は、経塚公園における公募対象公園施設（便益施設）及び特定公園施設（公園施設）の整備・管理運営事業の実施に関する必要な事項を定めるため、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

※利便増進施設に係る提案があった場合は、その施設に係る必要な事項を加筆する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 本協定は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）（以下「法」という。）及び浦添市都市公園条例（平成 17 年 12 月 26 日 条例第 31 号）（以下「条例」という。）並びに関係法令等の定めるところに従い、「経塚公園における便益施設等の整備運営事業に係る公募要項(公募設置等指針)（以下「設置等指針」という。）」を受けて、乙が提案した「経塚公園における便益施設等の整備運営事業における公募設置等計画（以下「公募設置等計画」という。）」に基づき、甲乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 本協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設置等指針とは、甲が公表した公募設置等指針及び様式集、参考資料等、質問回答書の書類をいう。
- (2) 公募設置等計画とは、乙が設置等指針に基づき、甲に提出した一切の書類をいう。
- (3) 公募対象公園施設（便益施設等）とは、乙が設置・所有して管理運営する便益施設等の公園施設及び当施設に付帯する設備、トイレ、休憩スペース、その他の施設をいう。
- (4) 特定公園施設（公園施設）とは、本事業の対象として設置等指針に基づき、公募設置等計画により提案を行った公募対象公園施設（便益施設等）を除く部分をいう。
- (5) 設置管理許可とは、甲が、法第 5 条の規定に基づき、乙に対し、事業区域内で公園施設を設置し管理することを認め、与える許可をいう。
- (6) 行為許可とは、甲（甲が指定する公園全体の指定管理者）が、法第 2 条の規定に基

づき、乙に対し、特定公園施設の部分の利用に対し、条例に定める行為を行うことを認め、与える許可をいう。

(7) 特定公園施設（公園施設）譲渡契約とは、甲と乙が別途契約する特定公園施設（公園施設）の譲渡に関する契約をいう。

（事業区域、事業内容及び手続き等）

第3条 乙は、浦添市前田に位置する経塚公園の別図に示す事業区域（以下「事業区域」という。）において、公募設置等計画に基づき、本協定締結後、次の各号の業務について、甲及び各関係機関等との協議を経て内容を確定し、本事業を行うものとする。なお、本基本協定書の中の「本事業」とは、これら一連の業務全てをいう。

- (1) 公募対象公園施設（便益施設等）の設置業務及び管理運営業務
- (2) 特定公園施設（公園施設）実施設計業務、整備工事業務
- (3) 公園協議会等の事務局業務

2 乙は、前項の業務を行うにあたって、業務に着手する前に、次表に定める手続きを行わなければならない。

業務内容	業務着手前に必要な手続き
公募対象公園施設（便益施設等）の設置業務及び管理運営業務	（用途制限を超える公園施設を建設する場合）住民説明会(任意)、公聴会、建築審査会等への対応 景観まちづくり審議会による意見聴取への対応
	公募対象公園施設（便益施設等）の設計図書及び工事工程表の承諾
	公募対象公園施設（便益施設等）の設置管理許可の取得
特定公園施設（公園施設）設計業務、整備工事業務	景観まちづくり審議会による意見聴取
	特定公園施設（公園施設）設計図書及び工事工程表の承諾
	特定公園施設（公園施設構）の設置許可の取得
	工事完了後、譲渡契約の締結

(事業期間)

第4条 本協定の有効期間（以下「事業期間」という。）は、本協定締結日から第60条に定める原状回復が完了するまでとする。

2 前項の事業期間の終了日は、次に定める場合、本市が定め、別途、乙に通知するものとする。

(1) 設置許可及び管理許可が取り消された場合

(2) 設置許可及び管理許可を更新しない場合

(3) 事業を途中で中止する場合

(公租公課)

第5条 本事業に関連して生じる公租公課は、乙の負担とする。

第2章 公募対象公園施設（便益施設等）の設計・整備

(公募対象公園施設（便益施設等）にかかる経費及び財産権)

第6条 公募対象公園施設（便益施設等）の設置業務にかかる全ての費用及び手数料等一切の経費は乙が負担する。

2 本事業において、乙が設置する公募対象公園施設（便益施設等）の財産権は、乙に帰属する。

(公募設置等計画の見直し等)

第7条 乙が公募設置等計画において用途制限を超える公園施設の建設を提案した場合、甲が建築基準法第48条第2項ただし書きにより当該地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合以外は、本市と協議のうえ、提案趣旨に逸脱しない範囲で住民説明会（任意）、建築審査会への対応や用途制限に配慮した提案内容の見直しを行うこととする。

2 乙が提出した公募設置等計画は、景観まちづくり審議会による意見聴取を行い、乙は必要に応じて意見に配慮した、意見に配慮した計画に努めることとする。

(設計)

第8条 乙は、本協定締結日以降、速やかに公募対象公園施設（便益施設等）の設計業務に

着手しなければならない。

- 2 乙は、設置等指針及び公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、業務を行わなければならない。ただし、設置等指針及び公募設置等計画同等以上の設計資格又は施工実績を備えることを条件に、設計業者又は建設業者の変更を甲と協議の上認める場合がある。また、業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。
- 3 設計にあたり、必要な調査や法令等の手続きは、乙の負担とする。
- 4 乙は、公募対象公園施設（便益施設等）の設計に関する一切の責任を負うものとする。
- 5 甲は、公募対象公園施設（便益施設等）の設計の状況について、随時乙から報告を求めることができる。
- 6 乙は、公募対象公園施設（便益施設等）にあたって、設置等指針、設置計画提案に基づくとともに、法、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、条例その他関係法令を遵守して、設計を行わなければならない。

（設計の変更）

第9条 甲は、第 8 条 2 項の設計図書について確認し、変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。

（工事責任者の設置）

第10条 乙は、公募対象公園施設（便益施設等）の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

（工事）

- 第11条 乙は、第 8 条に定める設計内容の承諾後、速やかに公募対象公園施設（便益施設等）の整備工事に着手しなければならない。
- 2 乙は、第 8 条に定める設計図書に基づき、公募対象公園施設（便益施設等）整備工事を行うものとする。尚、乙の整備開始前に甲は一定の造成工事を行うが、新たな造成工事が必要な場合は乙の負担にて行うこととする。また、掘削等を伴う作業においては、整備範囲において不発弾等の磁気探査を行う必要がある。
- 3 乙は、公募対象公園施設（便益施設等）の工事着手前に、公募対象公園施設（便益施設等）の詳細図面、事業内容を記載した事業計画書（以下「便益施設等事業計画書」とい

う。)を甲に提出し、承諾を得なければならない。

- 4 甲は、提出された便益施設等事業計画書を審査し、本協定の趣旨に合致していれば、これを承諾するものとする。
- 5 乙は、便益施設等事業計画書の承諾後、工事着手日の 1 週間前までに、工事着手日、工事完成日及び営業開始日を定めた工事工程を書面により甲へ提出し、甲の承諾を得なければならない。
- 6 工事実施にあたり、必要な調査や法令等の手続きは、乙の負担とする。

(保険)

- 第 1 2 条 乙は、自己の費用において、損害保険会社と保険契約を締結しなければならない。保険契約の内容及び保険証書の内容については、保険契約の締結前に甲の確認を得るものとする。
- 2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(説明及び立会いの要求)

- 第 1 3 条 甲は、公募対象公園施設（便益施設等）の整備状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。
- 2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はやむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

(乙による完成検査)

- 第 1 4 条 乙は、自己の責任及び費用において、公募対象公園施設（便益施設等）の完成検査を行うものとする。乙は、公募対象公園施設（便益施設等）の完成検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定に従い行う完成検査に立ち会うことができる。
- 3 乙は、甲に対して完成検査の結果を、公募対象公園施設（便益施設等）の工事完了予定までに報告するものとする。

(完了検査)

- 第 1 5 条 甲は、工事完了後、乙の報告に基づき、公募対象公園施設（便益施設等）の完了検査を実施するものとする。

- 2 完了検査の結果、公募対象公園施設（便益施設等）の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。
- 3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

（工事期間の変更）

第16条 乙は、不可抗力または乙の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

（工事の一時中止）

第17条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、公募対象公園施設（便益施設等）の整備工事の全部または一部の施工を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項に従い公募対象公園施設（便益施設等）の整備工事の全部または一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

（工事中に第三者に与えた損害）

第18条 乙が公募対象公園施設（便益施設等）の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対してかかる損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損害内容等を甲に報告しなければならない。

第3章 公募対象公園施設（便益施設等）の管理・運営

（便益施設等の設置管理許可等手続き）

第19条 乙は、公募対象公園施設（便益施設等）の設置業務にかかる設計業務を完了し、甲の承諾を受けた後、速やかに公募対象公園施設（便益施設等）の設置管理許可の取得等必要な手続きを行わなければならない。

- 2 乙は、第1項の許可の取得後、速やかに公募対象公園施設（便益施設等）の工事に着手しなければならない。
- 3 乙は、甲と協議の上、公募対象公園施設（便益施設等）供用開始日前までに、次の事項を記載した「便益施設等管理運営計画書」を甲に提出しなければならない。

- (1) 運営計画
 - ①運営方針
 - ②運営形態
 - ③安全対策（防火・防犯・防災など）
 - ④環境対策（騒音・振動対策など）
- (2) 年間維持管理計画
 - ①維持管理方針
 - ②清掃など美観の保持
 - ③建築物、設備等保守、消防点検等
 - ④巡視、点検
 - ⑤警備、巡回（不法・迷惑行為・苦情要望への対応等）
- (3) 緊急時の体制及び対応
- (4) 職員配置計画
- (5) 収支計画
- (6) 経塚公園協議会等の事務局の運営計画（定期的に連絡会）
- (7) その他、良好な管理運営に関すること
- (8) 事業内容の報告（更新申請時のみ）
 - ①（1）～（7）に関する実施状況
 - ②施設関連内訳の実施状況
 - ③資金調達計画の実施状況
 - ④事業計画の実施状況

4 本条の許可の期間は、許可の日から 10 年以内とする。

5 乙は、公募設置等計画に基づき、提案した本条の許可に係る土地の使用料（以下「使用料」という。）を甲に支払う。ただし、設置許可期間内において、提案された使用料が条例改正により条例で定める額を下回る場合には、条例で定める使用料が適用される。

6 乙は、第 5 項に規定する使用料を、許可の際に納付しなければならない。

7 乙による使用料の支払いに遅延があった場合、甲はこれを甲乙間の信頼関係が失われた事由とすることができる。

（維持管理及び管理運営）

第 20 条 乙は、前条の規定による許可の際に付された許可条件、便益施設等管理運営計画

書、その他関係法令等に基づき、適切に維持管理及び管理運営を行うものとする。

(許可の更新)

- 第21条 乙は、第19条の規定による許可の更新を希望するときは、許可期間満了の1年前までに文書により甲に対し意向を表明することとし、甲は、第54条3項に定める事業評価等により、乙の管理運営または維持管理が本協定の趣旨に合致していると判断した場合は、1回に限り、これを認めることができるものとする。この場合、乙は、許可期間満了の6月前までに再度許可申請を行い、許可を受けることができるものとする。
- 2 乙は、法その他法令等の規定やその変更により甲が許可を更新しない場合、若しくは第54条3項に定める事業評価により支障があると判断し甲が許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償を請求することはできない。

(許可の取消し)

- 第22条 甲は、都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合、その他都市公園法に定める事由が生じた場合においては、法の定めるところに従い、第19条の許可を取消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更することができるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が生じた損失に伴う補償については、法その他の関係法令の規定に従うものとする。
- 3 甲は、乙が都市公園関係法令または許可条件に違反した場合には、第19条の許可を取消し、またはその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じても、甲はその補償を行わないものとする。

第4章 特定公園施設（公園施設）の設計・整備

(公募設置等計画の見直し等)

- 第23条 乙が提出した公募設置等計画は、景観まちづくり審議会による意見聴取を行い、乙は必要に応じて意見に配慮した提案内容の見直しを行うこととする。

(設計)

- 第24条 乙は、本協定締結日以降、速やかに特定公園施設（公園施設）の設計業務に着手

しなければならない。

- 2 乙は、設置等指針及び公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、業務を行わなければならない。ただし、設置等指針及び公募設置等計画同等以上の設計資格又は施工実績を備えることを条件に、設計業者又は建設業者の変更を甲と協議の上認める場合がある。また、業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。
- 3 乙は、特定公園施設（公園施設）の設計に関する一切の責任を負うものとする。
- 4 甲は、特定公園施設（公園施設）の設計の状況について、随時乙から報告を求めることができる。

（設計の変更）

第25条 甲は、第24条2項の設計図書について確認し、変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。

（工事責任者の設置）

第26条 乙は、特定公園施設（公園施設）の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

（工事）

- 第27条 乙は、第24条に定める設計内容の承諾後、速やかに特定公園施設（公園施設）の整備工事に着手しなければならない。
- 2 乙は、第24条に定める設計図書に基づき、特定公園施設（公園施設）整備工事を行うものとする。尚、乙の整備開始前に甲は一定の造成工事を行うが、新たな造成工事が必要な場合は乙の負担にて行うこととする。また、掘削等を伴う作業においては、整備範囲において不発弾等の磁気探査を行う必要がある。
 - 3 工事実施にあたり、必要な調査や法令等の手続きは、乙の負担とする。

（保険）

第28条 乙は、自己の費用において、損害保険会社と保険契約を締結しなければならない。保険契約の内容及び保険証書の内容については、保険契約の締結前に甲の確認を得るものとする。

2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(説明及び立会いの要求)

第29条 甲は、特定公園施設（公園施設）の整備状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はやむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

(完了検査)

第30条 甲は、工事完了後、乙の報告に基づき、特定公園施設（公園施設）の完了検査を実施するものとする。

2 完了検査の結果、特定公園施設（公園施設）の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。

乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

(工事期間の変更)

第31条 乙は、不可抗力または乙の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第32条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、特定公園施設（公園施設）の整備工事の全部または一部の施工を一時中止させることができる。

2 甲は、前項に従い特定公園施設（公園施設）の整備工事の全部または一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

(工事中に第三者に与えた損害)

第33条 乙が特定公園施設（公園施設）の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第

三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対してかかる損害を賠償する責務を負うものとする。

この場合において、乙は損害内容等を甲に報告しなければならない。

第5章 特定公園施設（公園施設）の引渡し

（引渡し）

第34条 乙は、第30条1項に規定する完了検査に基づき、合格した場合には、甲に対して、特定公園施設（公園施設）を無償で譲渡するものとする。

2 甲と乙は、特定公園施設（公園施設）の譲渡について、別途、経塚公園における便益施設等の整備運営事業に係る特定公園施設譲渡契約書を締結するものとする。

3 前項の特定公園施設（公園施設）譲渡契約の内容は、公募設置等計画に基づき、甲と乙が協議し、定めるものとする。

（瑕疵担保）

第35条 甲は、特定公園施設の引渡し後に構造上の欠陥、破損等の瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

第6章 特定公園施設（公園施設）の設置及び利用の許可

（特定公園施設（公園施設）の設置許可）

第36条 乙は、甲より設置許可を受け、特定公園施設（公園施設）の整備を行うものとする。

2 乙は、特定公園施設（公園施設）の工事開始日前までに、甲に対し、法令に基づく特定公園施設（公園施設）部分の設置許可申請書を提出し、その許可を受けなければならない。尚、甲は原則、公共用に供する施設である為、建設中の使用料は減免とすることができる。

（特定公園施設（公園施設）の利用）

第37条 乙は、特定公園施設（公園施設）を必要に応じて利用することができる。利用する際は、別途指定した公園全体の指定管理者に行為許可を申請し、許可を得た上で利用

するものとする。尚、公益性の高いイベントは利用料が減免される場合がある。

- 2 甲は、本事業で使用するものとして、乙に対して 1 台程度の駐車場の利用を許可し、駐車場にかかる使用料は減免とすることができるものとする。
- 3 乙は、特定公園施設（公園施設）の利用に際して、●月に 1 回、甲に対して利用の報告を行うものとする。

第 7 章 公園協議会等の事務局

（協議会に基づく管理運営）

第 38 条 乙は、協議会発足後は協議会で定めるルール等に基づき、管理運営を行うものとする。

（協議会等事務局運営及び利活用のための活動）

第 39 条 乙は、経塚公園協議会や公園利活用連絡会の事務局を担い、地元関係者、公園管理者、公園利活用者等を交えた公園利活用のための情報交換会やイベント等を定期的開催し、公園を中心とした賑わい創出に努めるものとする。

（運営状況の報告）

第 40 条 乙は、運営状況等について定期的に甲及び経塚公園協議会に報告するものとする。

第 8 章 認定計画提出者の責務と行為の制限等

（乙の遵守事項）

- 第 41 条 乙は、事業期間中、本事業を確実に実行し、善良な管理者としての注意をもって事業区域を良好に管理しなければならない。
- 2 乙は、設置等指針、便益施設等事業計画書、便益施設等管理運営計画書、第 19 条の規定による許可の際に付された許可条件、その他関係法令等を遵守し、事業区域の安全確保に努めるとともに、適正な維持管理・運営を行わなければならない。
- 3 乙は、本事業における権利義務の全部または一部について、第三者に譲渡し、承継させ、またはその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。

- 4 乙は、合併、会社分割等により法人格の変動が生じる場合、書面により速やかに甲に通知しなければならない。
- 5 乙は、甲から提供を受けて知り得た秘密を事業期間中のみならず、事業期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 6 乙は、自己の業務従事者その他関係者に第 2 項及び前項の義務を遵守させなければならない。

(維持管理・運営等)

- 第 4 2 条 乙は、その責任と費用負担に基づき、自ら公募対象公園施設（便益施設等）の設置管理許可区域やその施設付近の清掃、維持管理及び修繕を行う。
- 2 乙が甲の所有する特定公園施設（公園施設）を汚損もしくは破損した場合、乙はその責任と費用負担に基づき、清掃または修繕等の必要な措置を講じて原状回復するものとする。
 - 3 乙が所有する公募対象公園施設（便益施設等）の管理運営に関して、第三者等との必要な協議調整等は、乙が行うものとする。
 - 4 乙は、設置管理許可及び管理許可区域において、公園利用者が公平かつ平等に施設等を利用できるよう十分に配慮するものとする。

(安全対策及び事故等への対応)

- 第 4 3 条 乙は、本事業の実施にあたり事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、経塚公園や周辺におけるイベント開催時など来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について甲に協力するものとする。
 - 3 本事業の実施中に事故が発生した場合、乙は、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
 - 4 甲は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、業務の一部または全部の停止を命じることができる。

(行為の制限)

- 第 4 4 条 乙は、乙が所有する公募対象公園施設（便益施設等）、甲が指定した公園全体の指定管理者より得る行為許可にて利用する特定公園施設（公園施設）において、次に定め

る行為を行いまたは第三者に行わせることはできない。

- (1) 政治的または宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する業
- (3) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- (4) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（以下、「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う者の活動
- (6) 上記や法及び条例等に定める他、公園利用との関連性が低く、本市が必要とみなすことができないと判断する行為

（私権の制限）

第 4 5 条 乙は、本協定に基づく権利並びに許可等の権利について、第三者に譲渡若しくは転貸し、または担保に供することはできない。

2 乙は、乙が所有する公募対象公園施設（便益施設等）の所有権を、第三者に譲渡することはできない。ただし、複数の団体により構成されるグループで応募する場合の構成団体は除く。

3 乙は、乙が所有する公募対象公園施設（便益施設等）について抵当権その他の権利を設定し、構成団体以外の第三者に譲渡もしくは移転等し、または担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

4 乙は、事業区域の敷地について、借地権その他のいかなる権利も主張できない。

5 乙は、事業区域の敷地を構成団体以外の第三者に占有させる等、甲の権利を侵害し、または侵害する恐れのある一切の行為をしてはならない。

（第三者の使用）

第 4 6 条 乙は、乙が所有する公募対象公園施設（便益施設等）を第三者に賃貸する場合においては、契約内容について事前に甲に確認のうえ、次の各号に掲げる事項につき、然るべき措置をとるものとする。なお、賃借人を決定または変更した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 借地借家法第 38 条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。

- (2) 契約期間は、第 4 条に定める事業期間内とする。
- (3) 賃借人に本協定の規定、設置管理許可等の条件及びその他関係法令等を遵守させる。
- (4) 甲が許可を取り消した場合若しくは、国、地方公共団体または公共的団体によって公用または公共の用に供する必要が生じた場合には、契約期間内であっても、速やかに賃借人との契約を解除する。
- (5) 賃借人が、賃貸借契約によって生ずる権利を第三者へ譲渡、転貸または担保に供することを禁止する。
- (6) 賃借人との間で発生した紛争等については、乙の責任において一切を処理する。
 - 2 乙は、賃借人が第 48 条第 4 項第 6 号に該当する者（以下「暴力団員等」という。）であることを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

(事業の調査等)

- 第 47 条 甲は必要と認める場合、乙の費用負担に基づき、本事業の状況について自ら調査を行い、または乙に報告を求めることができる。
- 2 甲は、前項の調査または報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を指示することができる。
 - 3 乙は、甲から前項の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

(委託の禁止等)

- 第 48 条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- 2 乙は、本事業の一部（運営管理、運営方針の決定等、事業の主たる部分を除く）を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
 - 3 乙は、前項の規定により委託を行う場合、当該委託先に本協定の規定、設置管理許可等の条件及びその他関係法令等を遵守させなければならない。
 - 4 乙は、委託先が次の各号に掲げる事項に該当することを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する場合
 - (2) 応募申込書の受付日から、基本協定の締結までの期間に、本市から指名停止を受けている場合
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされ

ている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全である場合

(4) 市町村税を滞納している場合

(5) 消費税及び地方消費税を滞納している場合

(6) 暴対法第 2 条第 6 項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、または、法人でその役員に暴力団員に該当する場合、若しくは、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する場合

第 9 章 事業実施にあたっての負担区分等

(リスク分担)

第 49 条 協定期間中の甲乙のリスクの分担は「設置等指針」の 3. 「公募の実施に関する事項等」(4) に示すとおりとする。なお、設置等指針に定めるもの以外の事項については甲乙協議により決定する。

2 乙は、甲または第三者によるイベント開催等に伴い、休業等のリスクが発生した場合を含め、いかなる場合においても、甲に対し営業補償及び休業補償等を請求することができない。

(損害賠償等)

第 50 条 甲が第 57 条第 1 項により本協定を解除した場合、その他乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被った場合、乙は当該損害を賠償しなければならない。

(第三者に与えた損害)

第 51 条 乙は、本事業の実施にあたり、第三者と紛争が生じ、または第三者に損害を与えた場合、乙の責任と費用負担において、その紛争を解決し、またはその損害を賠償しなければならない。

(地震等による損害)

第 52 条 甲は、地震、火災、風水害、盗難、その他甲の責めに帰すことの出来ない事由によって乙が被った損害については、賠償する責めを負わない。

(瑕疵担保)

第53条 乙は、本協定締結後、事業区域内で隠れた瑕疵を発見しても、甲に対し使用料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

第10章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等

(事業の報告及び評価)

第54条 乙は、第19条第3項に定めた便益施設等管理運営計画書を会計年度ごとに作成して、前年度の2月末日までに、甲へ提出しなければならない。

2 乙は、前項に基づく管理運営・維持管理状況を記載した「事業報告書」を会計年度ごとに作成して、毎会計年度終了後40日以内に甲へ提出し、評価を受けなければならない。事業報告書に記載する事項については、甲乙協議の上決定する。

3 甲は、事業報告書をもとに、次の各号に掲げる事項につき、事業評価を実施する。

(1) 事業提案や本事業の趣旨に沿い、本協定に則した事業内容が展開されていたか。

(2) 公募対象公園施設(便益施設等)の維持管理の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。

(3) 公募対象公園施設(便益施設等)の維持管理が適切に行われていたか。

(事業内容の変更、一時中止等)

第55条 社会情勢、経済情勢またはその他の事由により、本事業の内容を変更または一時中止する必要がある場合、乙は相当の期間を設けて甲と協議を行った上で、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。なお、開業後の事業内容の変更は、原則、第21条の規定による設置管理許可の更新時とする。

2 甲は、事情により、本協定に基づく事業の実施内容を変更する必要がある場合、乙に協議の上、変更を求めることができる。

3 甲は、乙が本協定、設置管理許可等の条件、その他関係法令等に違反するなど、必要があると認める場合、本事業の内容の変更または一時中止を指示することができる。

(暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等)

第56条 乙は、本事業の実施にあたり、暴力団員等から妨害または不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

2 乙は、本事業に関して下請負または受託をさせた者(以下「下請負人等」という。)が暴

力団員等から妨害及び不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、下請負人等に対し警察への届出を行うよう指導しなければならない。

- 3 乙は、前項の規定により報告を受けた甲の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

第11章 協定の解除等

(甲による協定の解除等)

第57条 甲は、第54条3項による事業評価において、事業継続が不可能と判断された場合のほか、第4条の事業期間にかかわらず、設置管理許可または管理許可を取り消し、または更新しない場合、若しくは、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定、第19条の規定による許可の際に付された許可条件、その他関係法令等に違反する行為を行った場合
- (2) 本協定の趣旨に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲からの再三の警告等が発せられてもなお改善が見られない場合
- (3) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- (4) 乙が、銀行取引停止処分を受け、または破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- (5) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 乙が、監督官庁により営業取消もしくは停止等の処分を受け、または自ら営業等を休止もしくは停止した場合
- (7) 乙またはその構成員が、暴力団員等であることが判明した場合

- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、既納の使用料の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払を求めることはできない。

(甲乙の合意による協定の解除等)

第58条 乙は、経営状況など乙の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の6月前までに、甲に対して書面により解除の申請を行った上で、甲と乙は協議し、甲が同意した場合に限り、本協定を解除すること

ができる。

- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、既納の使用料の還付を求めることはできない。
- 3 本協定締結後、乙の責めによらない天災地変などの不可抗力により、乙の所有する公募対象公園施設（便益施設等）が滅失または毀損し、その効用を維持または回復するのに過分の費用を要する等、本協定の履行が不可能となった場合、甲と乙は協議し、合意のうえ本協定を解除することができる。この場合、甲は既納の使用料の全部または一部を乙に還付することができる。

（協定の解除等の公表）

- 第59条 甲は、第55条第3項に基づき、本事業の内容の変更または一時中止を指示した場合、または、第57条第1項に基づき本協定を解除した場合、乙の商号または名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表できる。
- 2 前項の場合において、第57条第1項第7号に該当するときは、その具体的内容をあわせて公表するものとする。

第12章 原状回復の義務

（原状回復の義務）

- 第60条 乙は、公募対象公園施設（便益施設等）の営業終了日または本協定の解除日から6月以内に、事業区域及び乙の責めにより汚損もしくは破損した部分を原状に回復の上、甲の立会いのもとで甲に返還しなければならない。ただし、乙は本事業終了時の状況を踏まえ、原状回復の是非を甲と協議できるものとする。また事業期間の満了日または本協定の解除日から6月以内の甲が指定する期日までに、本事業の終了後に新たに事業を実施する事業者（以下「新たな事業者」という。）と乙との間で、乙の所有する公募対象公園施設（便益施設等）や権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつこれらの譲渡について甲が同意した場合は、原状回復の義務はこの限りではない。
- 2 前項の規定による原状回復にかかる費用は、乙が負担する。
 - 3 乙が、第1項の規定により原状回復する場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙は、原状回復工事の設計業務について、設計の進捗状況や内容を報告し、甲の承諾を受けること。

- (2) 原状回復の内容については、設計時に甲と乙が協議して決定する。
- (3) 乙は、原状回復工事の設計完了後、現場での工事着手までに、設計内容等の必要書類を書面により甲に提出し、承諾を得ること。
- (4) 乙は、前号の甲の承諾後、原状回復工事に着手することができる。なお、甲が事業条件等の内容を満たしていないと判断した場合は、乙に対し、設計内容の修正を求めることができる。
- 4 乙が第 1 項の規定による原状回復を行わない場合、甲は代わりにこれを行い、乙に費用を請求することができる。
- 5 前項により、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責を負わないものとする。
- 6 乙は、やむを得ない事情により、第 1 項ただし書きに定める期日の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
- 7 乙は、第 1 項のただし書きにより、新たな事業者に公募対象公園施設（便益施設等）や権利を譲渡する場合、新たな事業者が事業に着手するまでに、文書等にて誠実に引継ぎを行わなければならない。

第 1 3 章 補則

(届出義務)

第 6 1 条 乙は、次の各号の一に掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届出なければならない。

- (1) 代表企業及び構成員を変更した場合
- (2) 代表企業及び構成員の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更した場合
- (3) 代表企業及び構成員が銀行取引停止処分を受け、または破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- (4) 代表企業及び構成員が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けまたは公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 代表企業及び構成員が、本事業の実施にあたり、第三者との間で紛争を生じまたは第三者に損害を与えた場合
- (6) 代表企業及び構成員が、本事業の実施にあたり、地震、火災、風水害、盗難、その他の事由により、損害を被った場合

(7) 代表企業及び構成員の所有する施設が、本事業の実施にあたり、滅失または毀損した場合

(管轄裁判所)

第62条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、甲の事務所所在地を管轄する那覇地方裁判所または簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。

(補則)

第63条 本協定に規定のない事項または本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑義を生じた場合は、甲乙は、誠意をもって協議するものとする。

2 甲乙協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。

本協定の締結を証するため、本書●通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲

印

乙：○○○○

代表企業

●

代表取締役

(企業グループで応募の場合)

構成員

●

代表取締役

(別図)事業区域